

## ハイライト:

- ・消費税改正を理解しやすいように、基礎知識をまとめました
- ・標準報酬月額の変更手続きにご注意下さい

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
消費税の基礎知識	1
ワンポイント実務	2

今年は冷夏となり、夏ならではのレジャーを楽しめずに終わられた方も多かったのではないのでしょうか。

第15号では、前号及び前々号で紹介させて頂いた消費税の改正に関し、理解するために必要となる基礎知識を解説しました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ

中村元彦



### 消費税の基礎知識

まず、消費税とは「事業者が行う商品の販売、サービスの提供、資産の譲渡等に対して課税される税金」です。従って、例えばある個人が友人に対し、不要となった電気製品を売った場合には、事業として継続的に行うものでない限り、消費税は課税されないということになります。

< 消費税の課税対象 > 以下の2つの種類の取引が対象となります。

国内取引 ~ 国内において、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、物品の販売、役務の提供など。

輸入取引 ~ 保税地域から引き取られる外国貨物

< 消費税がかからない取引 > 以下の3つの種類の取引には消費税はかかりません。

非課税取引 ~ 消費税の性格上課税対象とすることになじまないもの、

例えば土地の譲渡及び貸付、商品券等の譲渡、住民票・戸籍抄本等の行政手数料等  
~ 特別の社会政策的な配慮に基づくもの、

例えば社会保険医療、住宅家賃、一定の学校の授業料・入学金、埋葬料・火葬料など  
不課税取引 ~ 国外取引、事業として行われるものでない取引、対価性を有しない取引などであり、消費税の課税対象要件からはずれている取引です。(例: 国際電話の通信費など)

免税取引 ~ 事業者が輸出取引等として行う課税資産の譲渡等

免税取引は消費税がかからないとよく言われていますが、実は0%の消費税の課税取引なのです。0%なので実質的に消費税はかかりませんが、基準期間の課税売上高を計算するときは、課税売上を含めて計算します。

### < 課税売上高と課税仕入高 >

課税売上高 = 「消費税が課税される売上高の合計」 + 「固定資産等の売却代金」

課税仕入高 = 「商品・原材料等の仕入」 + 「機械や事業用資産等の購入」 + 「消耗品等の経費費用」

### < 通常の消費税の計算方法「本則課税」 >

納付税額 = 「課税売上高に係る消費税額」 - 「課税仕入高に係る消費税額」

\* 課税仕入れ等にかかる消費税額の控除を受けるためには、原則として課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

#### < 計算例 >

事業年度の課税売上高(税別) — 2億円

事業年度の課税仕入高(税込) — 1億2600万円

売上に係る消費税額は2億円×5% = 1000万円

仕入に係る消費税額は1億2600万円×5 / 105 = 600万円

- = 400万円 従って400万円を納税することになります。

\* 消費税と地方消費税を区分せず、分かりやすく説明しています。

### < 簡易課税制度による消費税の計算 >

前々期の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、簡易課税制度を選択することができます。

簡易課税は、実際の課税仕入高を計算しないで、売上に係る消費税額に次の事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けたものを仕入に係る消費税額とみなして計算します。

事業区分	みなし仕入率
第1種事業	90%
第2種事業	80%
第3種事業	70%
第4種事業	60%
第5種事業	50%

(計算例)

その期の課税売上高

サービス業 - 第5種事業となります

3,000万円(税別)

売上に係る消費税 3,000万円×5% = 150万円

仕入に係る消費税 3,000万円×50%×5% = 75万円

納税額 = 150万円 - 75万円 = 75万円

\* 2種類以上の事業を行っている場合には計算が複雑ですのでお問い合わせ下さい。

簡易課税制度を選択する場合には、選択届出書を適用したい事業年度の前日までに提出しなくてはなりません。

また、一度選択すると最低2年間に変更できませんので、事前のシミュレーションが不可欠です。

## ワンポイント実務

今年から4,5,6月に支払った報酬額を各被保険者別に記入し、所轄の社会保険事務所に提出することになった「算定基礎届」ですが、新しい標準報酬月額はこの9月から来年の8月までの期間適用されます。9月分の社会保険料は、原則として10月に支給する給料から控除となります。

10月の給料計算前に、標準報酬月額の適用を間違えていないか、変更しなくても大丈夫か、確認するのを忘れないようにしましょう!!

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区  
岸町7-9-19

ホームページもご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email [nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。